

最近の関税政策・税関行政について

平成30年3月9日

財務省大臣官房審議官(関税局担当)

柴崎 澄哉

目次

1. はじめに
2. 金地金の密輸対策
3. 経済連携協定(EPA)の動向
4. NACCS型通関システムの海外展開
5. 国際機関のあり方～WCOを例に

1. はじめに

税関の3つの使命

安全・安心な社会の実現

適正かつ公平な関税等の徴収

貿易円滑化の推進

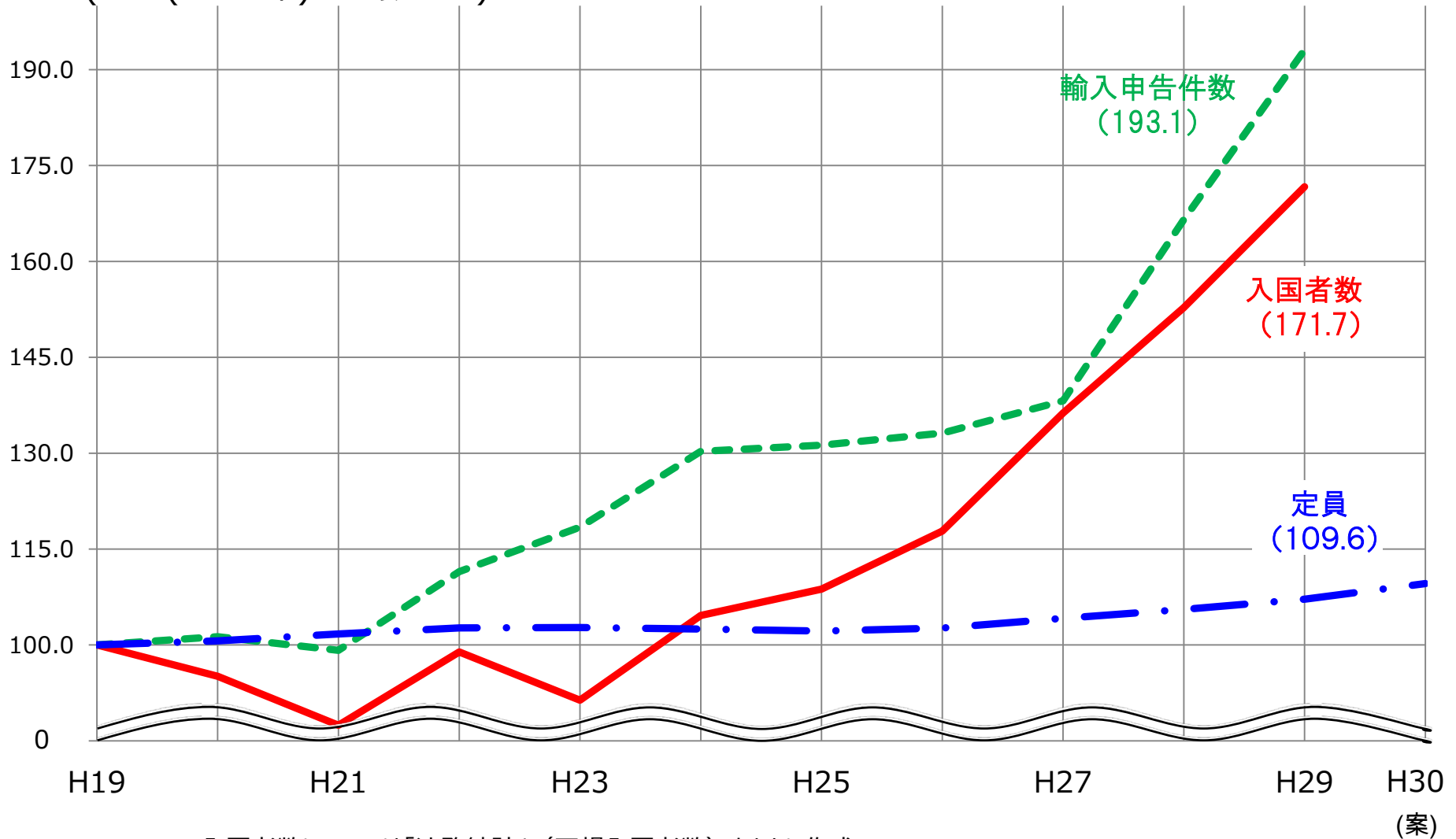
税関業務の現状

【業務量の増加】

	(2007年)		(2017年)
●輸入申告件数 (万件)	1,767	→	3,411 (+93.1%)
●入国者数 (万人)	2,650	→	4,548 (+71.7%)
●訪日外客数 (万人)	835	→	2,869 (+243.7%)

税関における主要業務量と定員の推移

(H19(2007年) : 指数100)



※ 入国者数については「法務統計」(正規入国者数)をもとに作成

※ H29の入国者数については速報値

今後想定される主な行事

○2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、万全の対策を講じることが当面の最大目標であるが、2019年においても、テロの標的となりうる国際的なイベントが複数開催。

【2019年に開催される予定の国際的なイベント】

・ラグビーワールドカップ

開催期間は9/19～11/2、会場は全国12都市（北海道札幌市、岩手県釜石市、埼玉県熊谷市、東京都、神奈川県横浜市、静岡県、愛知県豊田市、大阪府東大阪市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市、熊本県熊本市、大分県）。前回大会（イギリス）の観客数は約250万人。

・G20首脳会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議

実施時期未定、会場は首脳会合は大阪、財務大臣・中央銀行総裁会議は福岡。

訪日する各国要人はG7サミットを上回る規模が予想される。

G20参加国：仏、米、英、独、日、伊、加、欧州連合、亜、豪、ブラジル、中、印、インドネシア、メキシコ、韓、露、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

・アフリカ開発会議（TICAD）

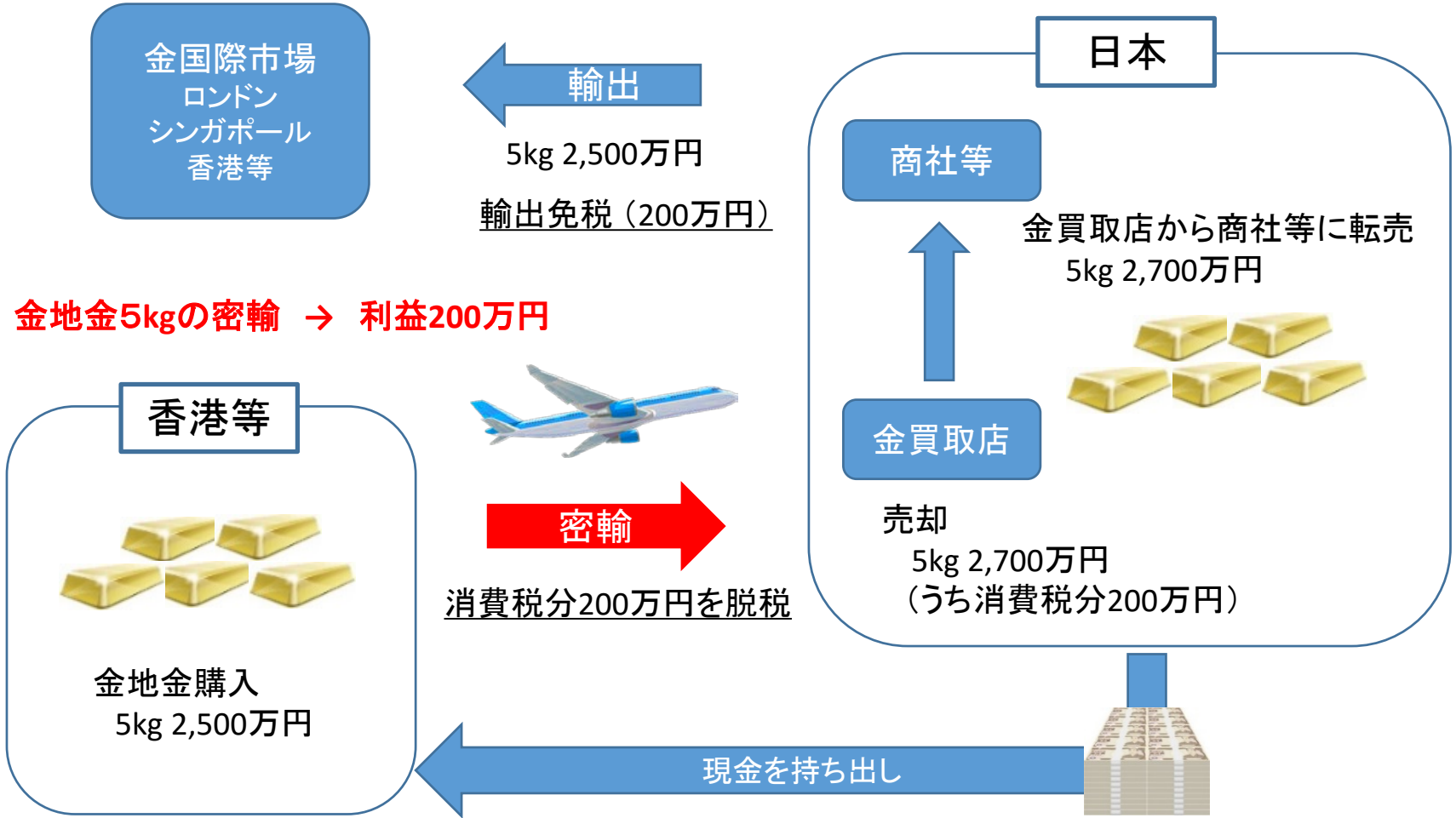
実施時期未定、会場は横浜。日本とアフリカが共催する国際会議。

※は時期未定

2018年(平成30年)						2019年(平成31年)						2020年(平成32年)											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
						G20 日本サミット																	
						※																	
						アフリカ開発会議 (TICAD) 横浜会合 ※																	
						オリンピックプレ大会 ※																	
						ラグビーワールドカップ 日本大会 9/19-11/2																	
2/9-2/25, 3/9-3/18 平昌オリンピック・パラリンピック大会												東京オリンピック・パラリンピック大会 7/24-8/9, 8/25-9/6											

2. 金地金の密輸対策

金地金密輸の仕組み(例)



諸外国における金の輸出入に係る税制度

国、地域	税目及び税率
オーストラリア	非課税
カナダ	非課税
韓国	関税3%、VAT10%
タイ	VAT7%
台湾	非課税
香港	非課税
マレーシア	GST6%

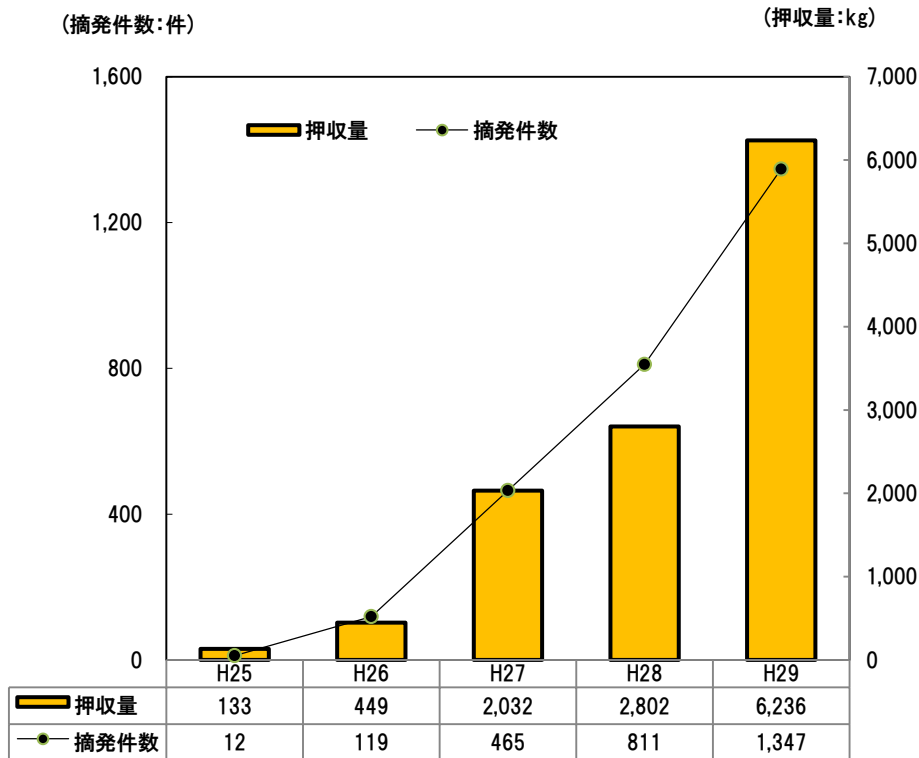
※VAT・・・Value Added Tax、GST・・・Goods and Services Tax

(関税局調べ)

金地金の密輸事件の摘発状況

➤ 平成29年における摘発件数(1,347件)及び押収量(6トン超)は、いずれも**過去最高**を更新

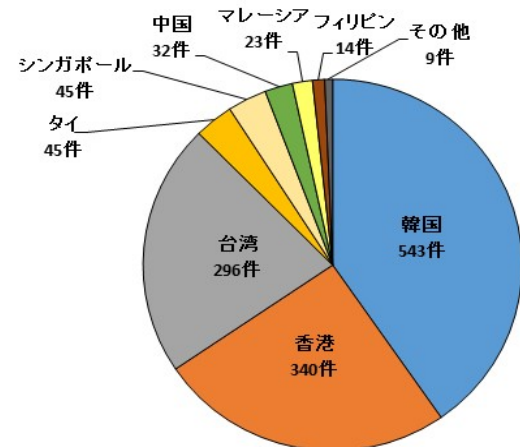
金地金密輸の摘発件数と押収量の推移



密輸形態別の摘発状況(H29)

密輸形態	摘発件数(件)	押収量(kg)
航空機旅客等	1,270	4,779
商業貨物	48	1,152
船員等	29	305
合計	1,347	6,236

密輸仕出地別の摘発件数(H29)



金地金の密輸摘発事例

洋上取引

平成29年5月、門司・長崎・東京・函館税関は、情報に基づき、関係機関と合同で関係者の動静を監視していたところ、漁船に関係者が乗船し長崎県壱岐市の港を出港。

東シナ海の公海上で船籍不明の船舶から金塊を受け取り、佐賀県唐津市の漁港に陸揚げ・密輸入しようとしたところを摘発。関係者8名を逮捕。

摘発した金地金は、約206kg（約9億3千万円相当）で、脱税額は7千4百万円にもおよぶ。



小遣い稼ぎ感覚の安易な犯行

平成28年12月、名古屋税関は、韓国から中部国際空港に到着した女性5名に対する入国時の税関検査において、うち3名の下着内に隠匿されていた金地金約計30kgを発見・摘発。

知人関係にある本邦在住の女性グループにより、小遣い稼ぎ感覚で行われた安易な犯行。

調査の結果、消費税約1千万円を免れようとした同人らを告発。

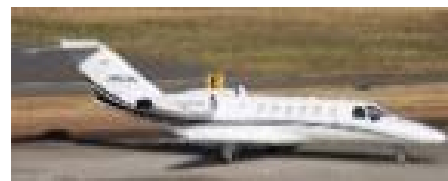


暴力団組員らによるプライベートジェット機による 金地金密輸事犯の概要

平成27年12月14日、沖縄地区税関那覇空港税関支署は、マカオから那覇空港に入港したプライベートジェット機の旅客及び同機の厳重検査を実施したところ、同機貨物室内に存置された無申告のスーツケース4個を発見。すべてのスーツケースを開錠したところ、分散隠匿された金地金112塊(1kg/塊)を発見、摘発。

本件は、暴力団組員(指定暴力団稲川会山川一家横田組)が関与する事件であり、東京税関、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊、沖縄県警暴力団対策課と共同調査を実施し、昨年6月及び7月、犯則嫌疑者7名を東京地検に告発。主犯は実刑、密輸しようとした金地金は没収。

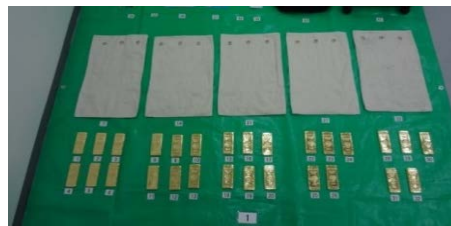
※金地金の売却は、売却役が法人名を用いて行っており、同法人と買取業者の取引は計176回、総重量4,445kg(約211億円相当)に上ることが明らかとなっている。これらが全て密輸された金塊であるとする、これまでに15億6千万円もの利ザヤを得ていたこととなる。



領置したスーツケース4個



同機貨物室内の状況



スーツケース1個に28塊×4個



1塊を接写

- 告発日:平成28年6月28日嫌疑者①～⑥、7月22日嫌疑者⑦
- 判決:①懲役2年・執行猶予4年
- ②懲役2年6か月・罰金500万円・金112塊没収
- ③懲役1年6か月・執行猶予3年
- ④懲役1年6か月・罰金200万円
- ⑤懲役1年・執行猶予3年・罰金100万円
- ⑥懲役8か月・執行猶予3年
- ⑦懲役1年6か月

「ストップ金密輸」緊急対策

基本的な考え方

- 迅速で円滑な通関を行うとともに、これまでにない広範で厳格な密輸取締り
- 関係省庁と連携した総合的な対策
- 緊急かつ抜本的な対策として早急の実施

ストップ金密輸

第一の柱 検査の強化

- 旅客、商業貨物、国際郵便物、航空機内の検査強化
- 門型金属探知機の新規配備やX線検査装置の拡充による効率的な検査
- 監視艇の活用による洋上取引対策

第二の柱 処罰の強化

- 厳正な通告処分の実施
- 告発の増加を目指し、警察、検察、海上保安庁など関係機関との連携強化
- 東京、大阪、門司税関に特別調査チームを編成
- 罰則の強化

第三の柱 情報収集・分析の充実

- 関係者や広く国民の皆様からの情報収集(密輸ダイヤルの活用)
- 国内外の関係機関との情報共有・連携強化
- 情報分析力の強化
- 国内流通経路におけるコンプライアンスの確保

広報の充実・体制の強化

金の密輸に対応するための関税・消費税の罰則強化(案)

【金の密輸に係る罪】

○ 金を密輸した者に係る罰則を、次のとおり強化する。

《関税法上の無許可輸出入罪の罰金上限額》

現行

500万円



見直し案

1,000万円 又は
貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合は
貨物の価格の5倍

《輸入に係る消費税のほ脱罪の罰金上限額》

現行

1,000万円 又は
脱税額が1,000万円超の場合は脱税額



見直し案

1,000万円 又は
脱税額の10倍が1,000万円超の場合は
脱税額の10倍

(参考)金を密輸した場合、関税法上の無許可輸出入罪、消費税のほ脱罪、地方消費税のほ脱罪の3罪が成立するが、刑法の規定(観念的競合)により、最も重い刑により処断されることとなる。

【密輸された金の譲受等に係る罪】

○ 密輸された金を、情を知って買取り、運搬等をした者に対する罰則を、次のとおり強化する。

《関税法上の密輸品譲受等の罪の罰金上限額》

現行

300万円



見直し案

500万円 又は
貨物の価格の3倍が500万円超の場合は
貨物の価格の3倍

3. 経済連携協定 (EPA) の 動向

未来投資戦略 2017 ～海外の成長市場の取り込み～

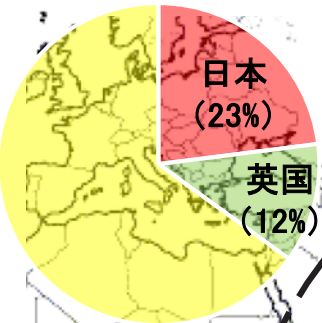
自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、我が国が締結したTPP協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。包摂的でイノベーション志向の成長をアジア地域に実現し、また質の高いRCEPを実現するための対ASEAN協力を具体化していく。

主要なEPA交渉参加国のGDP構成

日EU-EPA (人口6.4億人 ※イギリスを除いた場合は5.7億人)

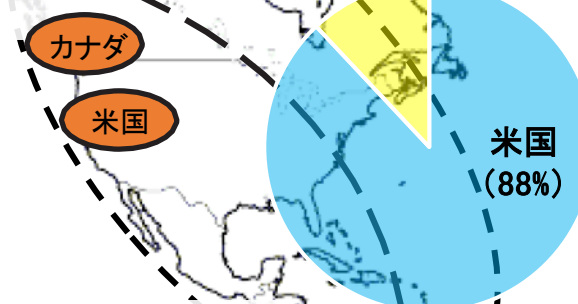
(21兆USドル)

※英国を除いた場合には、19兆USドル



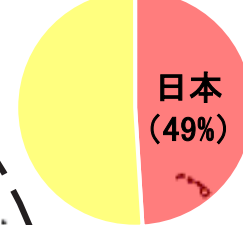
NAFTA (人口4.8億人)

(21兆USドル)



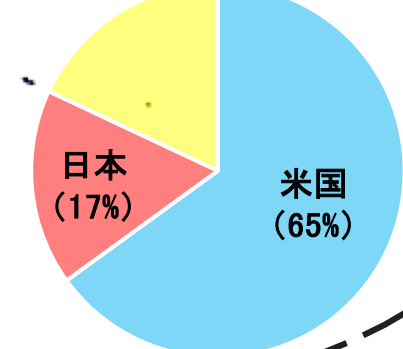
TPP11 (人口5.0億人)

(10兆USドル)



TPP12 (人口8.1億人)

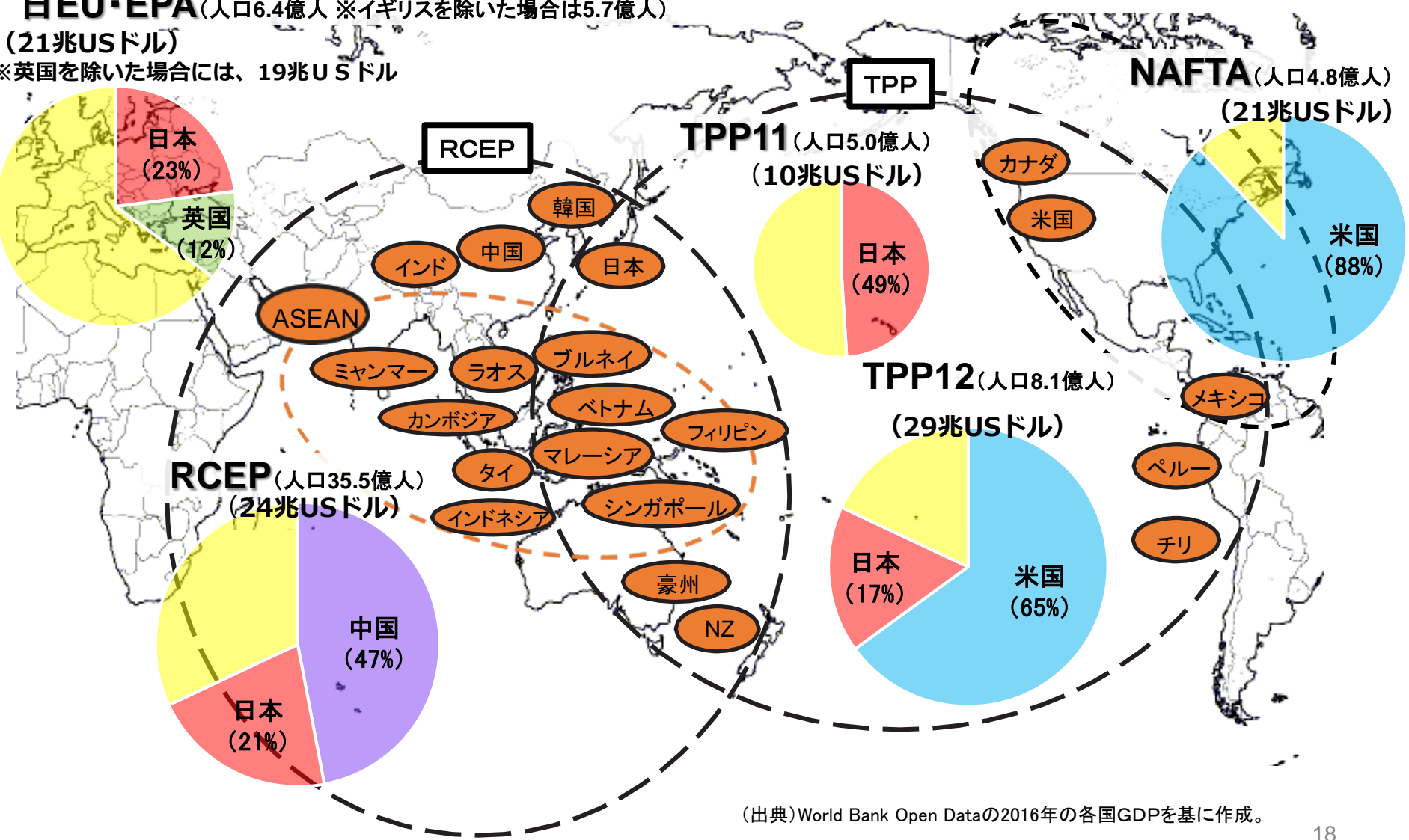
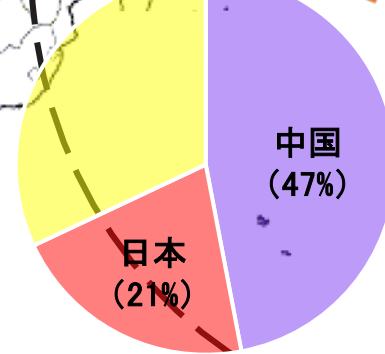
(29兆USドル)



RCEP

RCEP (人口35.5億人)

(24兆USドル)



(出典) World Bank Open Dataの2016年の各国GDPを基に作成。

TPP11の概要

1. 経緯

- 昨年11月、ベトナム・ダナンにおけるTPP閣僚会合にて、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)。本年3月8日、チリにおいて11カ国で署名(P)。

2. 条文の概要

第1条 TPP協定の組み込み
(incorporation)

第2条 特定の規定の適用の停止
(凍結)

第3条 効力発生(6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し

第7条 正文(英、仏、西)

3. 凍結項目

- 22項目(うち11項目は知的財産関連)
 - 急送少額貨物(5.7.1(f)の第2文)
 - ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)
 - 生物製剤データ保護(18.51) 等

※昨年11月のダナン大筋合意で継続協議となっていた4項目(①マレーシア国有企業、②ブルネイ投資・サービス留保、③ベトナム労働制裁、④カナダ文化例外)については全て決着(①②は凍結項目に追加、③④は別文書(国際約束)で解決)

4. 今後の予定

- TPP11協定及び関連国内法案を今国会に提出するべく準備中。

日米経済関係

日米経済対話第2回会合(10月16日)

- ・ 麻生副総理及びペンス副大統領が米ワシントンD.C.において日米経済対話第2回会合を開催。
- ・ 二国間の経済、貿易及び投資関係を強化することの重要性を確認。
- ・ 戦略的にも極めて重要な日米経済関係を更に深化させるため、今後とも建設的な議論を進めていくことの重要性について確認。



日米首脳会談(11月6日)

- ・ 日米両首脳が東京において会談。
- ・ 日米両国が、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていく考えであることで一致。



ペンス副大統領の訪日(2月7日)

- ・ 今後とも日米経済対話を更に推進していくことを確認。



米国の通商政策に係る主な動き

2017年1月	・ 23日 : T P P 離脱の大統領覚書
2017年3月	・ 31日 : 貿易赤字に関する大統領令
2017年4月	・ 19日 : 通商拡大法第232条調査開始 (鉄鋼) ・ 26日 : 同上 (アルミニウム)
2017年5月	・ 17日 : 通商法第201条 米国国際貿易委員会 (ITC) 調査開始 (太陽電池)
2017年6月	・ 5日 : 通商法第201条 米国国際貿易委員会 (ITC) 調査開始 (大型洗濯機)
2017年8月	・ 16-20日 : N A F T A 再交渉第 1 回会合 (於ワシントン) →これまでに7回の再交渉会合を開催
2018年1月	・ 5日 : 米韓 F T A 再交渉第 1 回会合 (於ワシントン) →これまでに2回の再交渉会合を開催 ・ 11日 : 通商拡大法第232条調査の結果を大統領へ提出 (鉄鋼) ・ 19日 : 同上 (アルミニウム) ・ 26日 : ダボス会議での演説において T P P への復帰の可能性に言及
2018年2月	・ 7日 : 通商法第201条に基づくセーフガード措置を発動 (太陽電池・大型家庭用洗濯機) ・ 16日 : 通商拡大法第232条調査の結果を公表 (鉄鋼・アルミニウム) →大統領は4月11日 (鉄鋼)、19日 (アルミニウム) までに輸入調整措置を決定

日EU経済連携協定(EPA)の交渉妥結

1. 結果概要

日EU・EPAは、2017年7月6日に大枠合意し、同年12月8日に大枠合意時に残された論点について合意し、交渉妥結。

2. 共同声明

【ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員長及び安倍晋三日本国総理大臣の共同声明(2017年12月8日)】(抜粋)

日EU・EPAの交渉妥結は、その多大な経済的価値を超えた戦略的重要性を有するものである。世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものである。

(参考)外務省HP : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000315381.pdf>

3. 交渉結果

財務省所管物資(酒類・たばこ・塩)の主な交渉結果

- (EU側)酒類、たばこ、塩の全品目について即時撤廃。
(日本側)ワイン:即時撤廃、清酒・焼酎等・塩について11年目撤廃。紙巻たばこ:協定税率として無税。紙巻たばこ以外:5年から10年かけ段階的に撤廃。
- 「日本酒」などの酒類GIの相互保護により、日本産酒類のブランド価値を向上させ、輸出促進。
- 日本産酒類の非関税措置(「日本ワイン」の輸入規制、焼酎の容器容量規制)を撤廃し、EU市場を新規開拓。

税関手続等に係る主な交渉結果

- 関税関係法令の公表や事前教示制度を通じた税関手続の透明性の向上。
- 貿易円滑化や関税法令違反防止のための税関間の協力、情報交換の推進。
- 原産地証明手続は、輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度を採用。リードタイムやコスト削減につながり、貿易円滑化に貢献。

4. 今後の予定等

2018年2月を目途に協定条文の法的精査を完了し、正文(英語、日本語を含め24言語)の翻訳作業等の後、早期の署名を行い、国会承認を経て、発効を目指す方向。なお、EU側の手続きは、閣僚理事会の許可を経て協定に署名後、欧州議会の同意(承認)及び閣僚理事会による協定の締結が必要。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の状況

RCEP(アールセップ)とは

- 東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership)の略。
- ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)が交渉参加。
- RCEPが実現すれば、人口約35億人(世界全体の約半分)、GDP約24兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。

RCEP交渉の経緯

- 2012年11月 ASEAN関連首脳会議でRCEP交渉の立上げを宣言
- 2013年 5月 RCEP第1回交渉会合(於:ブルネイ)
- 2017年11月14日 RCEP首脳会議(於:フィリピン・マニラ)

<RCEP首脳会議(11月14日)共同声明(仮訳)(抄)>

- 我々は、現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定を達成するというコミットメントを再確認する。
- 我々は、(中略)市場アクセス、ルール及び協力の三本柱における成果を出すことによって、(中略)協定の妥結にコミットすることを再認識した。
- 我々はここで、閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示するとともに、彼らがこの成果を達成するために必要な支援を確保することを決意する。

- 2018年 2月 RCEP第21回交渉会合(於:インドネシア)
- 2018年 3月 RCEP閣僚会合(於:シンガポール)

今後のRCEP交渉会合予定

- 2018年前半 RCEP第22回交渉会合

4. NACCS型通関システム の海外展開

NACCS海外展開の背景・意義



政策的背景

- 日本再興戦略—JAPAN is BACK—（2013年6月閣議決定）
- 総合物流施策大綱（2017年7月閣議決定）
- インフラシステム輸出戦略（2016年5月改訂版）
- WTO貿易円滑化協定（2017年2月発効）
- 日ASEAN財務相・中銀総裁会議（2017年5月）における麻生大臣発言

基本的な意義

- 貿易円滑化の促進、日系企業のビジネス環境整備
- 相手国の経済発展、我が国の戦略環境改善
- 相手国税関との信頼関係強化、国際場裏における支持調達
- 相手国税関職員の人材育成、国際的データ連携への備え 等

NACCS海外展開の経緯・現状・展望

-  : 展開済／展開中
-  : 主要通過地点



	ベトナム	ミャンマー
基本合意	2011年7月	2013年7月
署名	2012年3月	2014年4月
無償資金	26.61億円	39.9億円
運用開始	2014年4月	2016年11月

NACCS海外展開の現状・課題

現状

- ベトナム及びミャンマーにおいて、システムは運用開始以来、安定稼働中。
- 両国におけるシステムの維持・更改及び運用改善に向けた支援が継続中。
- 両国との信頼関係は極めて良好。

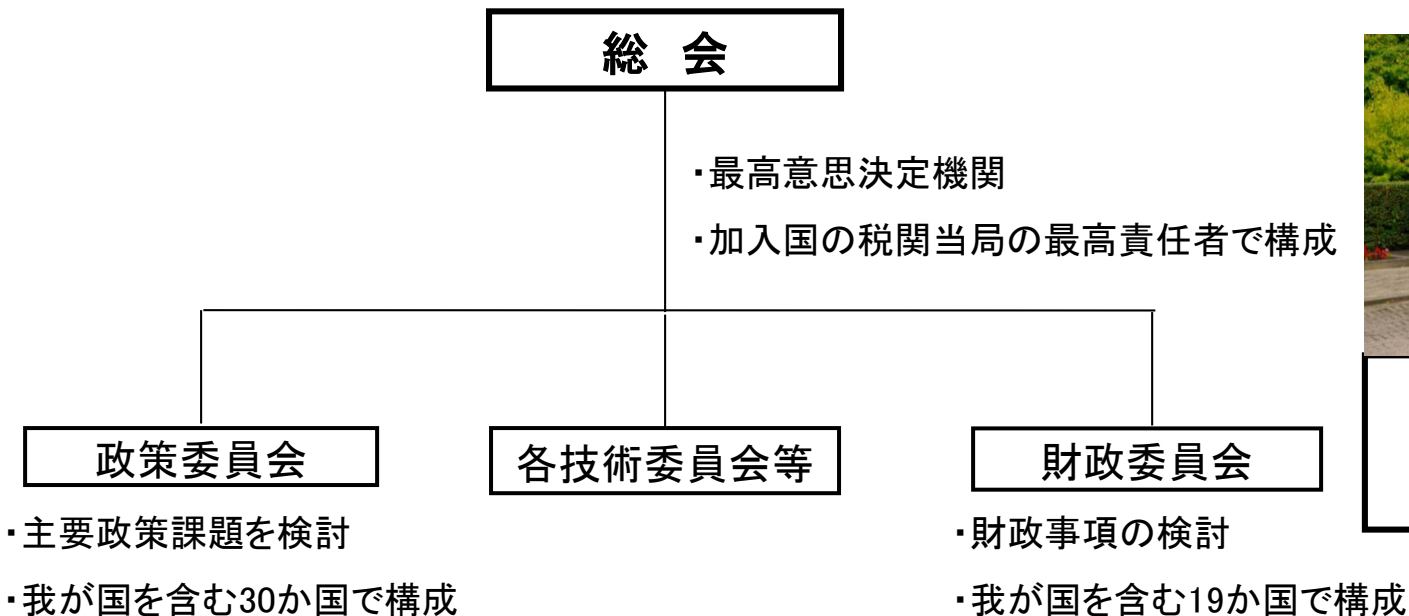
課題

- 支援決定から稼働まで、そして稼働から相手国の自立までに要する期間の支援要員の確保
- システムの導入・運用支援を足掛かりとした相手国の制度、手続、現場慣行等の近代化
- 相手国の財政規模の範囲で、通常の保守運用に加え、制度改革等に臨機に対応し、安定的に更改していけるコスト水準の実現

5. 国際機関のあり方 ～WCOを例に

世界税関機構 (WCO: World Customs Organization)

- 世界182か国・地域からなる税関関連の唯一の国際機関。1952年に設立(日本は1964年に加入)。
- 各国の関税制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- 事務局本部はベルギーのブリュッセル。



事務総局長
御厨 邦雄(日本)
2009年1月～2018年12月

世界税関機構 事務総局長選挙について

- 世界税関機構(WCO: World Customs Organization)の事務総局長は、現在、日本人の御厨邦雄氏(64歳。2009年から現職で二期目)。
- 本年6月末に、任期満了に伴う選挙が予定。(本年1月10日に公示済。3月末に立候補締切り)
- 御厨氏がWCOの事務総局長を務めることは、主に次のメリットがあることから、日本政府として御厨氏を擁立した。
 - ①国際社会における日本の地位向上
 - ②世界の国境取締りの強化を通じた日本の安全・安心の向上
 - ③世界の貿易手続の改善による日本企業の活動支援
- 我が国は政府を挙げて、再選に向けて取り組んでいる。